

(記載要領) 訪問看護事業者等

- 1 「医療機関コード」は、訪問看護療養費報酬請求(レセプト)に記載するコードを記載すること。
- 2 健康保険法による指定訪問看護事業者又は介護保険法による指定居宅サービス事業者(訪問看護を行う者に限る。)の指定通知書の写しを添付すること。
- 3 「訪問看護ステーション等」の名称は、正式名称を記載すること。
- 4 訪問看護ステーション等の電話番号、ファックス番号がない場合は、「なし」と記載すること。